

七城小・七城中学校施設整備基本構想・基本計画策定業務委託仕様書

1. 業務委託番号 令8学教委第55号
2. 委託業務名 令和8年度 七城小・七城中学校施設整備基本構想・基本計画策定業務委託
3. 履行場所 菊池市七城町甲佐町 地内
4. 期間 契約日の翌日から令和9年3月12日

5. 業務目的

本業務は、「菊池市学校施設長寿命化計画」に基づく校舎整備を行うに当たり、七城小学校及び七城中学校を一体的に整備するための基本構想を策定するものである。

また、基本構想を踏まえ、具体的な課題を解決するための条件を整理するとともに、関係者と調整を行い、具体的な施設の規模、配置、整備スケジュール、概算事業費を示す基本計画を策定することを目的とする。

6. 対象施設

菊池市立七城小学校（所在地：菊池市七城町甲佐町33番地）

菊池市立七城中学校（所在地：菊池市七城町甲佐町66番地）

建物名称	用途	延べ面積 (㎡)	構造	階数	号※	類※
菊池市立七城小学校	小学校		RC	3	七	1
菊池市立七城中学校	中学校		RC	3	七	1
体育館			RC	2	三	1
その他付帯施設						

※ 号及び類は、令和6年国土交通省告示第8号 別添ニによるものとする。

※ 校舎の構造、階数などは想定であり、本業務において再検討すること。

7. 業務計画

(1) 管理技術者等の資格要件

管理技術者等の資格及び実績要件は次による。なお、管理技術者は担当技術者を兼ねないこと。

管理技術者：一級建築士であって、過去10年間に於いて学校施設整備（新築、大規模改修又は長寿命化改良）の基本構想又は設計業務（基本設計を含むもの）の実績を有する者

建築担当技術者：一級建築士

電気設備担当技術者：建築設備士

機械設備担当技術者：建築設備士

(2) 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、約款第7条第3項に基づき、「再委託承諾願」に「設計者経歴書」及び「契約書の写し」を添えて委託者に提出し、承諾を受けること。

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。(業務着手後、14日以内に提出)

ア 業務委体制

各技術者の分担分野、所属、氏名、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況

イ 業務運営計画及び業務方針

業務に取り組む体制及び業務上配慮すること等を記載すること。

ウ 業務工程表

監督員との打合せ日、基本構想及び基本計画の提出時期等を記載すること。

8. 貸与資料等

貸与可能な資料は、次のとおりとする。

- ・建設時図面(冊子)
- ・耐震補強工事関係図面(冊子、CADデータ)
- ・近隣の地質調査結果
- ・令和7年度耐力度調査報告書

9. 業務の実施

(1) 適用基準等

本業務には、文部科学省が定める「学校施設整備指針」及び国土交通省が定める技術基準等を適用する。

(2) 基本構想の策定

ア 現状の課題及び前提条件の整理

既存施設の現状、法規制調査等を実施し、現状の課題を整理する。

イ 施設整備の基本方針の検討

社会的・地域的状況から施設コンセプトを明確化し基本方針を検討する。

ウ 施設規模及び施設配置の検討

現状と課題を分析し、必要な施設規模及び施設配置を検討する。

(3) 基本計画の策定

ア 施設整備方針の検討

基本構想を基に具体的な整備方針を策定する。

イ 諸室面積・条件の整理

必要な諸室面積の条件整理及び面積表を作成する。

ウ 環境負荷・コスト低減に係る検討

ランニングコストや環境負荷の観点で低減計画を立てる。

エ 建築計画と整備スケジュールの策定

基本構想に沿った平断面ゾーニング、整備の全体スケジュールを検討する。

オ 概算事業費の算定

施設整備に必要な概算事業費を試算する。

工事費を棟毎での取りまとめを原則とし、事前に監督員と協議すること。

(4) 報告書の取りまとめ

各種検討結果は中間報告および最終報告書として取りまとめる。

中間報告は、概算工事費内訳書と算出に用いた図面一式とする。

【中間報告提出期限】令和8年10月30日

(5) 各種会議の開催支援

ア 庁内会議で使用する資料を作成する。

イ 関係機関との詳細な打ち合わせを行う。

ウ 関係者説明会・ワークショップ（3回程度）等で使用する資料を作成する。

10. 成果品

(1) 基本構想および基本計画書

以下の内容を網羅することとし、事前に監督員と協議すること。

- ・与条件及び設計課題 ・設計コンセプト ・配置比較 ・平面比較
- ・諸室面積表、収容人数 ・外構計画 ・構造比較 ・設備計画
- ・コスト低減に係る検討 ・解体建物、工作物一覧表 ・整備スケジュール
- ・概算工事費 ・イメージ図

紙媒体1部（A4版またはA3判2つ折り）、CADデータ及びPDFデータ各1部

(2) 基本構想及び基本計画概要版

紙媒体1部（A4版またはA3判2つ折り）、CADデータ及びPDFデータ各1部

(3) 概算事業費（巻末資料等）

紙媒体1部、エクセルデータ1部

(4) 各種議事録等（巻末資料等）

本業務に関する打合せ記録簿、各種調査結果等 各1部

(5) その他発注者が指示する資料

11. その他

(1) 業務の遂行において、協議内容を確認するために、打合せの都度「打合せ記録」を作成し、承認を得ること。

(2) 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

(1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 明記されていない事項は発注者と協議し指示に従うこと。